

平成13年9月18日

**端末回線伝送機能（加入者光ファイバを使用する最大10Mb/sのシェアリング方式）の  
新たな収容局メニューの事業者間接続料金等の認可申請について**

NTT東日本及びNTT西日本は、加入者光ファイバをシェアリング（複数ユーザで共用）して使用する最大10Mb/sのシェアドアクセス方式を利用する光アクセスラインの新たな収容局接続メニュー（OSU単位で接続）の接続料金等の提供条件について、接続約款変更の認可申請を総務大臣に対して行いました。申請内容の概要は、別紙の通りです。

なお、本件につきましては、総務大臣の認可を得た後、速やかに接続約款の変更を実施します。

本件に関する報道機関および相互接続を希望する電気通信事業者様からのお問い合わせ先

NTT東日本 企画部 接続企画担当  
電話 03-5359-3960

E-mail kikakur@sinoa.east.ntt.co.jp

NTT西日本 企画部 接続料金担当  
電話 06-4793-8517

E-mail kikakur@west.ntt.co.jp